

ア 公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあるもの、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるもの又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

イ 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの

オ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの

カ 人事管理に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの

キ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報であって、公にすることにより、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの

ク アからキまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(5) 法令若しくは他の条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報

(公文書の一部公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。ただし、当該非公開情報に係る部分を区分して除くことにより公開請求の趣旨が損なわれることが明らかであるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第5号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前条の規定により公開請求を拒否するときは、公開請求を拒否する旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定（当該公文書を保有していないときの決定を除く。）をした場合において、当該公文書の全部又は一部についての公開が可能となる時期が明らかであるときは、実施機関は、その旨をこれらの規定による書面に付記しなければならない。

（公開決定等の期限）

第12条 前条第1項から第3項までの決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内になしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、その補正に要した日数は、この期間には算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開決定等をすべき期間を、同項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、公開請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 公開請求者は、実施機関が第1項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過した後においても、公開請求に係る公文書の全部又は一部について公開決定等をしないとき（次条第1項の通知があったときを除く。）は、当該公開決定等がされていない公文書を公開しない旨の決定があったものとみなすことができる。

（公開決定等の期限の特例）

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

2 公開請求者は、前項の規定による通知があった場合において、実施機関が同項第2号に規定する期限を経過した後においても、公開請求に係る公文書の全部又は一部について公開決定等をしないときは、当該公開決定等がされていない公文書を公開しない旨の決定があったものとみなすことができる。

（第三者保護に関する手続）

第14条 公開請求に係る公文書に市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人並びに公開請求者以外のもの（以下この条、第17条第2項及び第18条第2項において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ、又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者がその公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第17条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開の方法）

第15条 公文書の公開は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関が定める方法により行う。

2 実施機関は、前項の規定により公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付する場合において、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

（費用の負担）

第16条 前条の規定により公文書（これを複写したものを含む。）の写しの交付（電磁的記録にあっては、これに準ずるものとして実施機関が定める方法によるものを含む。）を受けるものは、その写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（審査請求）

第16条の2 公開決定等（第12条第3項又は第13条第2項の規定により公文書を公開しない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下同じ。）に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査請求に対する諮問等）

第17条 公開決定等について審査請求があったときは、当該審査請求に係る審査庁は、次に掲げる場合を除き、速やかに、札幌市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）の取消し又は変更をして、当該審査請求に係る公開請求の全部を容認して公開することとする場合。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

2 前項の規定により諮問をした審査庁（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（審査請求に対する裁決）

第18条 諮問庁は、審査請求について決定又は裁決をする場合は、その諮問に対する審査会の答申を尊重しなければならない。

2 諮問庁が第三者に関する情報が記録されている公文書の公開決定等に関する審査請求について、次の各号のいずれかに該当する裁決をした場合において、実施機関が当該裁決に基づき公文書の公開をしようとするときは、当該裁決の日と公開する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合

において、実施機関は、直ちに当該第三者に対し、公開する旨及びその理由並びに公開する日を書面により通知しなければならない。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（他の制度との調整等）

第19条 この章の規定は、法令、他の条例その他の規程に定めるところにより、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている公文書については、適用しない。

2 この章の規定は、図書館その他の市（本市が設立した地方独立行政法人を含む。）の施設において一般の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

第3章 情報公開の総合的な推進

（情報提供及び情報公表）

第20条 市は、市民の必要とする情報を的確に把握して、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策及び情報公表施策の充実に努めなければならない。この場合においては、市が作成する諸計画の中間段階における案その他の政策形成過程にある情報について、積極的に市民に対して提供し、又は公表するよう配慮するものとする。

2 実施機関は、公開請求のあった公文書について、これを公開することが通例となっている場合等で、市民の利便の向上に資すると認められるときは、当該公文書を公表するよう努めるものとする。

（会議の公開）

第21条 実施機関に置く附属機関の会議は、これを公開するものとする。ただし、その会議における審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

（出資団体等の情報公開）

第22条 市が出資又は補助その他の財政的援助を行っている団体であって規則で定めるもの（以下「出資団体等」という。）は、経営状況を説明する文書その他のその保有する文書（次条第1項に該当する文書を除く。）の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資団体等が保有する文書であって実施機関が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、当該出資団体等に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

3 前項の規定により出資団体等に対して提出を求める文書の範囲その他必要な事項については、実施機関が定める。

（指定管理者の情報公開）

第22条の2 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書であって実施機関が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

3 前2項の文書の範囲その他これらの規定による文書の公開又は提出に関し必要な事項については、実施機関が定める。

第4章 雑則

(適用除外)

第23条 札幌市公文書管理条例（平成24年条例第31号）第2条第5号に規定する特定重要公文書については、この条例の規定は適用しない。

(公開請求に資するための措置)

第24条 実施機関は、公開請求しようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第25条 市長は、毎年度1回、各実施機関の公文書の公開等についての実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

2 市長は毎年度1回、前項の実施状況を札幌市情報公開・個人情報審議会に報告するものとする。

(市長の調整)

第26条 市長は、この条例による情報公開制度の円滑かつ統一的な実施を図るうえで必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、報告を求め、又は助言をすることができる。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の札幌市情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）第6条の規定により現にされている公文書の公開請求は、この条例による改正後の札幌市情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項の規定による公開請求とみなす。

3 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第10条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、改正後の条例第17条第1項に規定する同法に基づく不服申立てとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、改正後の条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該相当する規定によりしたものとみなす。

5 改正前の条例第13条第1項の規定により置かれた札幌市公文書公開審査会（以下「旧審査会」という。）は、改正後の条例第23条第1項の規定により置かれた審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

6 この条例の施行の際現に改正前の条例第13条第3項の規定により委嘱された旧審査会の委員である者は、施行日に、改正後の条例第23条第4項の規定により、審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 前項に規定する者を除き、改正後の条例第23条第4項の規定により施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

8 附則第2項から前項までに掲げるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

9 札幌市個人情報保護条例（平成7年条例第35号）の一部改正（省略）。

10 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部改正（省略）。

附則〔平成14年条例第25号〕

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の札幌市情報公開条例第7条及び第14条の規定は、この条例の施行の日以後にされた公開請求（同条例第6条第1項に規定する公開請求をいう。以下同じ。）について適用し、同日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

附則〔平成15年条例第33号抄〕

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則〔平成16年条例第4号〕

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2第1条の規定による改正後の札幌市情報公開条例第7条及び第14条の規定は、この条例の施行の日以後にされた公開請求（同条例第6条第1項に規定する公開請求をいう。以下同じ。）について適用し、同日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

附則〔平成16年条例第36号抄〕

（施行期日）

1この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（札幌市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の札幌市情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第17条第1項の規定により札幌市情報公開審査会に諮問している不服申立ては、前項の規定による改正後の札幌市情報公開条例（以下「新情報公開条例」という。）第17条第1項の規定により札幌市情報公開・個人情報保護審査会に諮問している不服申立てとみなす。

4 この条例の施行の日前に旧情報公開条例第18条第1項に規定する札幌市情報公開審査会の答申がされている不服申立てであって、同日において当該不服申立てについて決定又は裁決がされていないものに係る新情報公開条例第18条第1項の規定の適用については、旧情報公開条例第18条第1項に規定する札幌市情報公開審査会の答申を新情報公開条例第18条第1項に規定する札幌市情報公開・個人情報保護審査会の答申とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧情報公開条例第23条第1項の規定により情報公開制度に係る重要な事項に関して札幌市情報公開審査会に諮問しているものは、第2条第1項の規定により審議会に諮問しているものとみなす。

6 旧情報公開条例第23条の札幌市情報公開審査会の委員及び臨時委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際現に旧情報公開条例第25条から第27条までの規定により行っている不服申立てに係る調査審議の手續その他の行為は、この条例の相当規定に基づき行っている調査審議の手續その他の行為とみなす。

8 この条例の施行前にした行為及び附則第6項の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則〔平成18年条例第4号〕

この条例の施行期日は、市長が定める。（平成18年規則第34号で平成18年4月1日から施行）

附則〔平成24年条例第31号抄〕

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

附則〔平成26年条例第43号抄〕

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則〔平成28年条例第17号〕

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附則〔令和4年条例第48号〕

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。（後略）

第1章 はじめに

1. ガイドライン作成の目的

いじめの重大事態（以下、重大事態）の調査について、円滑かつ適切な調査の実施及び社会総がかりによるいじめを生まさない土壌作りに資するよう、札幌市としての考え方をガイドラインとして定める。また、重大事態の調査結果の公表に関する内容についてもガイドラインに定め、札幌市全体で重層的・包括的な支援を行い、いじめ防止等の対策に役立てることを目指す。

2. 用語の解説

第三者…当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者。専門家…法律、医療、心理、福祉等の専門的知見及び経験を有するものであり、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家など。

3. ガイドラインの位置付け

本ガイドラインについては、国のガイドラインに準じて作成しており、国のガイドラインに示されているが、改めて札幌市としても示した方がよい部分及び札幌市として独自に示すべき部分を記載し、国のガイドラインとともに本市の調査及び公表の指針として運用するもの。

4. 重大事態の調査についての目的

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追求やその他の争訟等への対策を目的としない。対象児童生徒が一刻も早く安心して過ごすことができるようにすること、あるいは、失われた生命の尊厳に向き合い、その事実を可能な限り明らかにすることを最優先とし、「速やかに事案の内容を可能な限り明らかにすること」「児童生徒に対して必要な支援を行うこと」「速やかに再発防止策を講じて同様の事案が起こらないようにすること」を目指す。

5. 学校の基本的な姿勢

- 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合でも、学校いじめ対策組織での取組や教職員の対応を振り返り、法や基本方針等に則った対応であったかを検証すること。
- 重大事態調査の実施やその対応を行うチームと児童生徒への必要な支援及び指導を行うチームの2チームに分けて対応するなど同時並行で対応できる体制を構築すること。
- 対象児童生徒が在籍する学校では、対象児童生徒を徹底して守り通すという決意で、対象児童生徒の見守りや心のケア、いじめ行為が明らかない場合には、いじめをやめさせ、いじめを解消するため、関係児童生徒への指導及び支援に継続的に取り組むこと。

第2章 重大事態の調査について

1. 重大事態の発生の判断について

- 重大事態の判断は、教育委員会又は学校が行う。
- 法第28条第1項に示されている1号又は2号、あるいはその両方に該当した場合は重大事態の発生と判断する。
- 判断に当たっては、国のガイドラインにある別添資料1に示す重大事態として扱われた事例を参考としつつ、総合的に判断する。
- 学校が重大事態の判断を行う場合は、国のガイドラインにある事例に無いものやそれを下回る程度の被害、いじめが生じた要因と捉えられない被害であっても、疑いのある段階で教育委員会と協議し丁寧に対応する。
- 2号については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席日）で教育委員会に報告、相談するとともに、一定の日数が累積し、登校が見通せない場合には、重大事態発生の疑いがあるものとして30日に至る前から重大事態調査に向けた準備を行う。
- 児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして教育委員会に報告し、調査等に当たる。
- 重大事態の疑いがある事案について、保護者が「大ごとにしたくない」「調査を望まない」と希望した場合でも、教育委員会に報告、相談するとともに、重大事態が発生したも

のとして調査に当たる。

- 触法事案や刑事事件など捜査機関が関わっている事案であっても、重大事態に該当する場合には、捜査機関の捜査と並行して重大事態調査を進める。
- 重大事態の発生日は、重大事態発生を教育委員会が市長に報告した日とする。

2. 調査主体の判断

(1) 附属機関調査

1号に該当するものうち、特に対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる等重大な被害が生じた場合の調査主体は、特段の事情がない限り、原則「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」とする。

(2) 学校主体調査

(1)の1号及び2号に該当する場合の調査主体は、原則、法第22条に定められた既存の学校いじめの防止等の対策のための組織を中心とした学校とし、学校いじめ対策組織構成員を中心とした調査委員会において調査を実施することを基本とする。

対象児童生徒の保護者等から調査体制や調査期間に関する相談があった場合は、校内の職員の中から当該事案に直接的な関わりが無い職員で構成された調査組織にしたり、学校組織に弁護士や学識経験者、他の心理・福祉などの専門家を加えたりするなど、調査体制についても柔軟に対応する。

学校組織に加える他の専門家については、教育委員会が直接選定せず、教育委員会及び学校とは利害関係の無い職能団体等から推薦を受けた第三者を教育委員会が措置する。

3. 調査する上での留意事項

- 対象児童生徒が退学や転学後に重大事態の申立てが行われる場合もある。重大事態が発生した前在籍校において詳細な事実関係の確認等を行うこととなるが、対象児童生徒への聴き取り等には現在在籍校の協力も不可欠である。前在籍校と現在在籍校が連携して調査が進められるよう、教育委員会が支援・助言を行う。
- 対象児童生徒が卒業した場合、学校が把握している情報をもとに卒業した学校から既に卒業した関係児童生徒の保護者を通じて調査への協力を求めるなど、再発防止のためによい調査が可能かを検討する。

4. 対象児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明

調査方針の説明については、国のガイドラインを踏まえ、いじめの重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うことが望ましい。ただし、対象児童生徒や保護者の意向等により、速やかな調査開始が可能な場合においては、次のとおり併せて説明を実施することも考えられる。

(1) 説明概要

- 重大事態の別・根拠
- 調査の目的
 - 教員の処分や関係の児童生徒への懲罰等について検討するものではない。
 - 事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性、因果関係等について確実なことが分らないことも想定される。
- 調査主体・構成員
 - 調査主体の構成員に関する要望を聞き、調査体制、調査期間について確認する。
 - 学校組織に加える他の専門家については、各種団体からの推薦に基づき、教育委員会が措置する。
- 調査時期・期間
 - 調査は丁寧を実施しつつも、対象児童生徒が一刻も早く安心して過ごすことができることを目指し、遅滞のないよう行う。
- 調査体制によっては、調査に1年を超える場合もあり得る。
 - 調査事項・調査対象
 - 対象児童生徒・保護者の意向を尊重するとともに、児童生徒の状況、スクールカウンセラーの意見などを参考に柔軟に対応すること。

札幌市におけるいじめの重大事態の調査及び調査結果の公表に関するガイドライン【概要】令和8年5月

- 対象児童生徒・保護者から、調査事項とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の対応及び調査対象とする児童生徒や教職員等の範囲等について相談、確認し、明確にする。
- ⑥ 調査方法
 - 調査対象となる関係児童生徒・保護者には、調査への協力を依頼することを基本とするが、調査への協力については任意となる。
 - ⑦ 調査結果の提供
 - 最終の調査報告書の提供前に、中間報告として調査報告書案の内容を対象児童生徒・保護者に確認する。対象児童生徒・保護者が中間報告において、事前に確認した調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、新たに学校主体の調査体制を工夫するなど、再度調査に当たる。
 - 調査対象となった関係児童生徒・保護者に対しても、調査結果についての説明を行うことを基本とする。
 - ⑧ 調査終了後の対応
 - 調査結果に意見等がある場合には、調査結果についての所見書を保護者から学校が受け取り、調査結果に添えて、教育委員会から市長に報告することができる。
 - 事前に確認した調査事項としたいじめ（疑いを含む）や出来事、調査事項に対する学校の対応等について調査がされおらず、市長が十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することがある。
- 5. 調査を進めるにあたって
 - (1) 附属機関
 - 委員は、学識経験者、弁護士、医師、心理学又は児童等の福祉に関する専門的知識及び技術を有する者、その他教育委員会が適当と認める者から、各団体からの推薦等により教育委員会が委嘱する。
 - 委員会は、重大事態等発生時以外に年に1、2回開催し、本市のいじめの取組状況について、報告を受け、再発防止の取組について検証し、必要な改善を図る。
 - (2) 学校主体調査
 - 学校組織に加える他の専門家については、主に次の役割を担う。
 - ① 弁護士…調査方法、調査報告書の客観性・妥当性などについての助言等
 - ② 学識経験者…学校の取組の検証、再発防止策についての助言及び提言等
 - ③ 心理・福祉の専門家…聞き取り方法や聞き取り内容についての助言、対象児童生徒及び関係児童生徒のケア等への助言
 - 心理・福祉の専門家については、原則、当該学校のいじめ対策組織に所属するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがその役を担う。
 - 調査にどの専門家が参画するのかについては、調査体制によって異なる。
- 6. 調査報告書
 - 学校主体調査の調査報告書の全体量については、可能な限り明らかにできた全ての情報が詳らかに掲載されていることが望ましいが、重大事態の調査についての目的、札幌市の公表の目的から、速やかな調査及び情報共有にふさわしいページ数とする。
 - 調査報告書については、学校や個人が特定されることが懸念される文言については、できる限り特定されにくい言葉を使用することとする。
- 7. 調査結果を踏まえた対応
 - 本市の基本方針に基づき、重大事態が発生した学校においては、調査終了後、調査報告書及び再調査結果等による再発防止策等の提言が実行されているか、学校いじめ対策組織において検証を行い、教育委員会に報告する。

第3章 重大事態の調査報告書の公表について

1. 公表の意義と目的

- (1) 公表の意義

- 調査結果に係る情報を社会総がかりで取り組むいじめの防止等の対策に役立てること。
- (2) 公表の目的
 - 調査結果の公表を通して、再発防止のための取組の一環として、いじめの実態やこれに対する対応等に関する必要な情報を広く市民と共有することにより、
 - ① 教育行政の推進に役立てる。
 - ② 市民とともにいじめ防止対策や健全育成活動の促進を図る。
 - ③ 市民目線に立った開かれた学校づくりを促進する。
 - ④ 家庭教育の充実に役立てる。

2. 公表の方針

- 重大事態の発生については、発生日、校種、1号または2号の別、現状で把握している被害の概要のみ公表することを基本とする。
- 調査中の進捗状況については、対象児童生徒・保護者に適時、説明する。
- 調査中の内容については、対象児童生徒・保護者、関係児童生徒・保護者に伝えることを避ける。
- 調査の完了時、重大事態の調査に関する調査報告書を公表することを基本とする。
- 公表の仕方及び公表の内容を対象児童生徒・保護者と確認する。
- 対象児童生徒・保護者が望まない場合には公表しない。
- 関係者が学校や地域での生活に支障が生じないようにする。
- 対象児童生徒の登校や学校生活、関係児童生徒の反省や更生、当事者間の関係の再構築等の支障とならないようにする。
- SNS等、インターネット上での情報拡散は、敵に行かないことについて依頼する。

3. 公表についての考え方

- 調査報告書（公表版）の作成にあたっては、関係者の個人情報保護するため、札幌市情報公開条例に基づき、個人情報等に適切な非公開措置（マスキング等）を講ずる。一方で、事業の風化を防止し、再発防止につなげるため、いじめの実態やこれに対する対応等に関する情報は、その透明性を損なわないよう可能な限り具体的に公開する。
- 調査組織の構成員の氏名については、附属機関が調査主体の場合は、委員名及び職種等を記載する。学校主体調査の場合は、学校職員は役職名とし、学校組織に加える他の専門家職種等を記載する。
- 調査報告書の内容については、一般的な理解を速やかに目分かりやすく示し、速やかに再発防止に資するようにするという理由から、調査報告書が数十ページに及ぶ場合は概要版を作成する。
- 概要版については、調査報告書（公表版）の公表と併せて公表する。
- 報告書の完成後、関係者への報告など、公表の準備が整い次第、調査報告書（公表版）などを市の公式ホームページに掲載する。
- 公表する資料は、調査報告書の公表版及び報告書概要版とする。
- 公表期間は1年間を基本とする。

4. 個人情報の保護

- 法や基本方針の趣旨を十分に踏まえつつ、個人や学校等が特定されないよう配慮する。
- 特定の人物にとっては個人を特定する情報になり得ることも、一般人の人にとっては個人を特定することが難しい情報については公表する。
- 学校名、学校数の限られる学校種、行政区、地域の特性に関する情報は公表しない。

5. その他

- 当該生徒の保護者から事前に調査報告書の公表版及び概要版の了解を取るよう努めることとし、公表はそののちに行う。
- 重大事態の発生件数については、国の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果の札幌市の状況の公表にあわせて公表する。
- 公表する過年度発生件数については、法が施行された平成25年度以降とし、前年度のいじめの重大事態の発生件数までを本市ホームページにて掲載する。

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針

平成 28 年 6 月
札幌市・札幌市教育委員会
(令和 6 年 4 月改定)
(令和 8 年 5 月一部改訂)

はじめに

国においては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）を制定し、その法律に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」を示しました。

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にでも起こり得ることであり、いじめをなくしていくためには、児童生徒一人一人に、発達の段階に応じて他者を理解し尊重する心を育てていかなければなりません。

また、法の基本理念に基づき市民一人一人がいじめに対しての認識を深め、共に手を携えながら、いじめの問題に向き合うことが重要となります。

法の制定から10年が経過しましたが、いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識し、法の正しい理解に基づく適切な対応に、社会総がかりで取り組むことが重要です。

札幌市においては、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の趣旨等を踏まえ、平成28年6月に札幌市におけるいじめ防止等の対策に係る基本的な考え方を示す「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定、令和元年6月に改定し、この方針に基づき、全市立学校の児童生徒を対象としたアンケート調査による実態把握をはじめとして、いじめの未然防止・早期発見・対処の取組を進めてまいりました。

しかしながら、教育委員会と学校が、法や国の基本的な方針に則った適切な対応をとらなかったために、令和3年に深刻ないじめの重大事態を発生させ、子どもの命を守ることができなかったことを深く反省し、新たな決意をもっていじめ防止の取組を進めていく必要があります。

令和5年4月にこども基本法が施行され、国においてはこども家庭庁の下「こどもまんなか」社会の実現に向けた取組が進められています。また、札幌市においてもいじめの認知件数の増加など、いじめ対策を取り巻く状況に変化が生じております。

そのような中、令和5年2月に「札幌市立中学校における重大事態調査報告書」における提言があり、これを重く受け止め、札幌市として、二度と同じ事案を発生させることのないよう、より一層危機感をもって取り組むため、本方針を改定することとしました。

今後は、このたび改定した基本方針に基づき、札幌市全体でいじめの防止に係る取組を推進し「子どもたちが健やかに育つ街さっぽろ」を築いてまいりたいと考えております。

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	P 1
1 「いじめ防止対策推進法」制定の背景	
2 いじめの防止等の基本理念	
3 いじめの定義及び基本的理解	
4 「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の策定の背景等	
5 札幌市いじめ防止基本方針の位置付け	
6 札幌市におけるいじめの現状	
7 「札幌市立中学校における重大事態調査報告書」（令和5年2月）での提言内容と提言を踏まえた方針改定の主なポイント	
第2章 いじめの防止等のために札幌市が実施する取組	P 7
1 いじめの防止に関すること	
2 いじめの早期発見・いじめへの対処に関すること	
3 いじめの防止等に関係する機関との連携	
4 いじめの防止対策を徹底するための教育委員会と学校の連携	
5 再発防止策の検証	
第3章 いじめの防止等のために学校が実施する取組	P 15
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 いじめの防止等の対策のための組織の設置	
3 いじめの未然防止	
4 いじめの早期発見	
5 家庭・地域との連携	
6 いじめへの対処	
7 いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組	
8 個別の対応状況に関する記録及び引継	
9 緊急時の対応	
第4章 市立学校におけるいじめへの対処の確認	P 25
1 事実関係の確実な把握といじめの認知	
2 いじめられた児童生徒の安全・安心を確保	
3 いじめた児童生徒等への解決に向けた働きかけ	
4 関係保護者との連携	
5 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携	
6 再発防止	
7 いじめの解消	
第5章 重大事態への対処	P 28
1 重大事態とは	
2 重大事態の発生時の対応	

<参考資料> ・いじめ防止対策推進法・札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 「いじめ防止対策推進法」制定の背景

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。

また、全国的に、いじめを背景とした児童生徒の生命や心身に重大事態が生じる事案が発生している。

こうした状況を踏まえ、国においては、いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、学校を含めた社会全体で取り組むことが必要であるとの認識の下、いじめの防止等のための対策に関して基本理念や体制を整備するため、平成25年に「いじめ防止対策推進法」（以下「いじめ防止法」という。）を制定した。

2 いじめの防止等の基本理念

国では、いじめ防止法第11条1項の規定に基づき策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、以下のとおり、いじめの防止等の基本理念を掲げている。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

※国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より抜粋

国が掲げるいじめ防止等に関する基本理念は普遍的なものであり、本市のいじめ防止等に係る基本的な考え方と一致している。

3 いじめの定義及び基本的理解

(1) いじめの定義（いじめ防止法第2条）

いじめ防止法では、以下のとおりいじめを定義している。

◆いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

¹ 学校：いじめ防止対策推進法の学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）が該当する。

- ※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- ※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) いじめについての基本的理解

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいた場合などにおいて、当該児童生徒がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った児童生徒に対して教育的指導が適切に行われるべきである。加えて、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、この場合においても、いじめ防止法が定義するいじめには該当するため、いじめ防止法第22条で定められた「いじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）へ情報共有することは必要である。

◆具体的ないじめの態様

- *冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- *仲間はずれ、集団による無視をされる
- *軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- *ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- *金品をたかられる
- *金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- *嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- *パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

※国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より

4 「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の策定の背景等

(1) 策定の背景

札幌市においては、いじめ防止法及び「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」（以下「子どもの権利条例」という。）などを踏まえ、いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを共通認識し、法の正しい理解に基づく適切な対応を、法の基本理念に基づき社会総がかりで取り組むために、いじめの防止等の取組を一層明確化し、すべての児童生徒がいじめに向

かわないよう、また、いじめられたときには誰かに相談できるよう、そして、安心して日々の生活を送ることができるようにするため、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「札幌市いじめ防止基本方針」という。）を策定する。

(2) 策定後の状況と改定理由

令和5年4月にこども基本法が施行され、国においては、こども家庭庁の下「こどもまんなか」社会の実現に向けた取組が進められている。また、札幌市においてもいじめの認知件数の増加など、いじめ対策を取り巻く状況に変化が生じている。

そのような中、令和3年に深刻ないじめの重大事態を発生させ、子どもの命を守ることができなかった。本重大事態について「札幌市立中学校における重大事態調査報告書」（令和5年2月）における提言があり、学校の組織的な対応の不備、児童生徒のSOSを適切に捉えることができなかったこと、学校間の情報の引継ぎができていなかったこと、連携が適切に行われていなかったという課題が明らかになった。これらの課題を重く受け止めるとともに、より一層危機感をもって、法の基本理念に基づき、社会総がかりでいじめ防止に取り組む体制の強化を図ることを目指して札幌市いじめ防止基本方針の改定を行う。

(3) 札幌市が目指すいじめ防止のビジョン

いじめという行為は、人権侵害行為で許されるものではなく、いじめの問題をより根本的に克服していくため「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」との認識をもち、子どもたちが自治的な活動を通して、いじめの問題について主体的に考えることが重要である。

また、教育を取り巻く問題は複雑かつ多岐にわたっていることを念頭に、法の基本理念に基づき、学校・家庭・地域が一体となって、社会総がかりでいじめを生まない土壌を作っていくなくてはならない。

さらに、札幌市全体で重層的・包括的な支援を行うべく連携を図り、いじめ防止等の対策を進める必要がある。

そこで、下記のいじめ防止のビジョンを掲げ札幌市全体でいじめ防止に取り組んでいく。

**学校・家庭・地域総ぐるみで、
いじめは「しない・させない・許さない」を徹底**

5 札幌市いじめ防止基本方針の位置付け

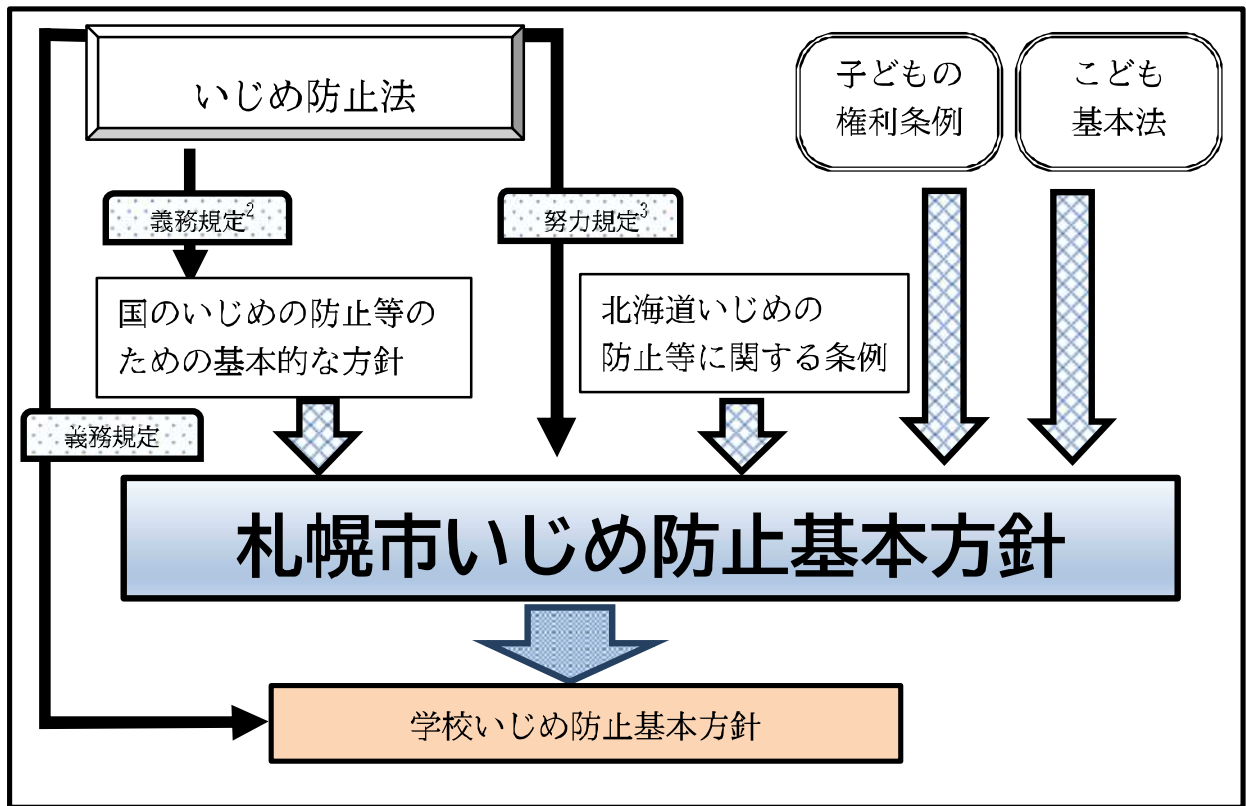
国においては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためにいじめ防止法を制定し、その法律に基づき国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を示した。

札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の趣旨を、よりわかりやすく札幌市の実態に即した形で具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、子どもの権利条例を制定し、平成21年に施行した。

子どもの権利条例では、すべての子どもは、かけがえのない存在であり、誰もが生まれたときから権利の主体であるとし、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、「安心して生きる権利」として、「いじめから心や体が守られること」や「気軽に相談し、適切な支援を受けること」などを規定している。

また、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、全てのこどもについて、「基本的人権が保障されること」や「年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること」が基本理念として規定されている。

札幌市いじめ防止基本方針は、いじめ防止法第12条に基づき策定したものであり、地域全体でいじめの防止等を図るため、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための札幌市における取組の基本的な方針であるとともに、いじめ防止法第13条に基づき、市立学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定する際に参酌するものである。



² 義務規定：いじめ防止法第11条では、文部科学大臣はいじめ防止基本方針を定めるものとされている。また、同法第13条では、学校は当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとされている。

³ 努力規定：いじめ防止法第12条では、地方公共団体は、地方いじめ防止基本方針を定めるよう努めるものとされている。

6 札幌市におけるいじめの現状

札幌市におけるいじめの認知件数は、以下のとおりである。件数は、近年増加傾向となっており、令和4年度の1,000人当たりの認知件数は86.5件（全国平均53.3件）となっている。

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
認知件数	7,854	9,146	7,331	9,003	12,104

国としては、いじめの認知件数が増加することについて、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったと肯定的に捉えている。札幌市においては、積極的にいじめを認知していると考えられるものの、その解消に向けての組織的な取組については、課題がある。

札幌市が設置する学校（以下「市立学校」という。）の全児童生徒を対象として毎年11月に実施している「悩みやいじめに関するアンケート調査」の結果から把握したいじめの実態の概要は以下のとおりである。

(1) いじめを受けた児童生徒の割合

（質問）あなたは、今の学年になってから、いじめられたことがありますか。

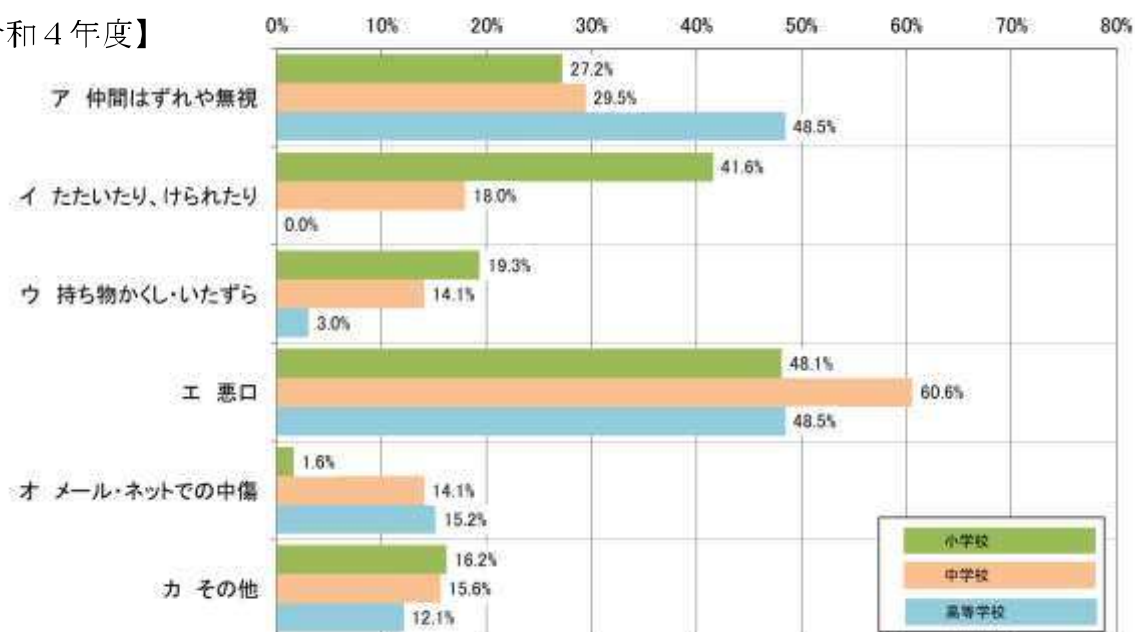


ここ数年間10%程度の児童生徒がいじめられたことがあると回答しており、いじめをなくすことは難しいが、早期発見・対処により、深刻化を防ぐことが大切である。

(2) いじめの内容

(質問) 今の学年になってから、いじめられたことが「ある」と答えた児童生徒のうち、それはどのようないじめでしたか。

【令和4年度】

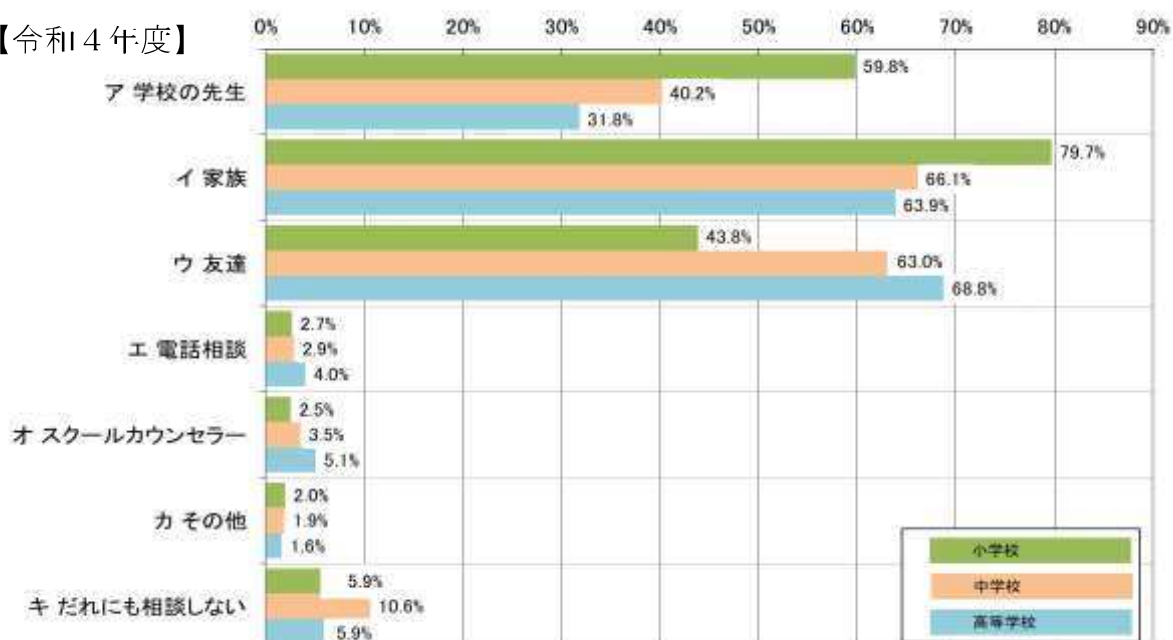


小学生、中学生では「悪口」の割合が最も高く、次いで小学生では「たたいたり、けられたり」、中学生では「仲間はずれや無視」となっている。高校生では「仲間はずれや無視」「悪口」の割合が高い。「メール・ネットでの中傷」の割合は、小学生はほぼないが、中学生、高校生になると増加している。

(3) いじめられたときに相談する相手

(質問) あなたは、自分がいじめられたら、誰に相談しますか。

【令和4年度】



「学校の先生」、「家族」に相談する割合は、小学生、中学生、高校生と順に低くなるが、「友達」に相談する割合は、小学生と比較して中学生と高校生は高くなる。

また、「だれにも相談しない」割合が一定程度いることから、各種相談窓口の周知を図るとともに困りや悩み等を相談することの重要性を繰り返し伝えていくことが大切である。

7 「札幌市立中学校における重大事態調査報告書」（令和5年2月）での提言内容と提言を踏まえた方針改定の主なポイント

(1) 提言内容

- ・ いじめの認知及び解消の判断等、いじめの対応に係る学校の組織的な対応
- ・ アンケート調査や各種記録の効果的な活用
- ・ 専門家との連携強化
- ・ 教職員向け研修の充実
- ・ 教育委員会による学校の取組の把握・指導・助言

(2) 提言を踏まえた方針改定の主なポイント

- ・ 学校いじめ対策組織の構成員及び会議の開催方法等の規定
- ・ いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組
- ・ 個別の対応状況に関する記録及び引継ぎ
- ・ 緊急時の対応については、学校と教育委員会の連携について明記
- ・ 教育委員会による学校の取組状況の把握と指導・助言・支援
- ・ 教職員の指導力向上（教職員の意識改革、研修の充実）
- ・ ICTを活用した児童生徒のSOSの早期発見・早期対応
- ・ 専門家との連携強化
- ・ 再発防止策の検証

第2章 いじめの防止等のために札幌市が実施する取組

全ての児童生徒がいじめに向かうことのないようにするためには、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、学校と家庭、地域住民、その他あらゆる関係者と連携しながらいじめの防止や早期発見、対処等を行うことが必要である。

札幌市では、いじめの防止対策を徹底するため、いじめの防止等の取組を以下のとおり実施する。

《札幌市全体での取組》

- いじめの早期発見・いじめへの対処のため教育委員会や子どもアシストセンターなど関係機関間での連携
- 教育委員会、子ども未来局、保健福祉局などの子ども支援を担当する部局間での協働による課題を抱えた子どもたちへの支援
- 学校、児童養護施設や児童会館などの子どもが育ち学ぶ施設間の情報共有と連携した対応

1 いじめの防止に関すること

(1) こども基本法及び子どもの権利条例の趣旨を生かした学校教育の推進

- こども基本法における、子どもが意見を表明する機会を確保するという基本理念に基づき、子どもの声を聴きながら、いじめの防止等の取組を実施する。
- 子どもの権利に関するパンフレットを市立学校に配布し、学級活動や道徳などの授業での活用を促すなどして、いじめの防止に向けた理解を進める。
- 市立学校に対しては、子どもの権利条例の趣旨を生かし、子どもが自分の権利について理解するとともに他者の権利を尊重する意識や態度を育む教育活動が推進されるよう指導・助言を行う。

(2) 市立学校における豊かな心の育成に向けた学校教育の推進

ア 豊かな感性と社会性を育む教育の充実

「札幌市学校教育⁴」などにおいて、豊かな心の育成に向け、児童生徒の発達の段階に応じた指針を示し、生命の尊重、思いやりの心を育む教育活動に取り組む。

イ 命を大切にす指導の充実

道徳教育の充実や児童生徒が助け合い支え合うピア・サポート⁵などを推進し、児童生徒の自己肯定感⁶、自己有用感⁷を育む。

ウ 道徳教育の充実

小中学校における「特別の教科 道徳」の学習とともに、各学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育において、いじめは絶対に許されないという心情に支えられた、道徳的実践意欲と態度を養う。

エ 生命（いのち）の安全教育の推進

児童生徒が、生命を大切にす考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指し、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

(3) 市立学校の教職員、保護者、地域住民への啓発

ア 教職員への啓発・資質の向上

- 全ての教職員が、いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識して対応に当たり、いじめの問題を切実に受け止め、責任をもって対処する意識を醸成する。

⁴ 札幌市学校教育：幼児児童生徒の発達の段階を踏まえ、学校経営や教育課程の編成及び実施、生徒指導等に生かすために、施策や教育内容を示したもので、市立学校の全教職員に毎年配布しているもの。概要版は市立学校の全保護者に配布するとともに、ホームページで公開している。

⁵ ピア・サポート：ピアは「仲間」、サポートは「支援」「支える」という意味であり、ピア・サポートは「仲間による支援活動」のことである。例えば、子どもがトラブルで困っている友達にアドバイスをしたり、解決への手助けをしたりするなどの活動をいう。

⁶ 自己肯定感：自分の在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などをいう。

⁷ 自己有用感：他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚をいう。

- 生徒指導資料「いじめ問題への対応」やチェックリストを各学校に配布し、いじめの問題についての理解を促すとともに法に基づく適切な対応等について周知する。
 - 法を踏まえたいじめの防止等に係る組織的な対応についての教職員向け研修の充実を図るとともに、校内研修会等の実施を支援し、全ての教職員にその意義が伝達される取組を実施する。
 - 校長、教頭、主幹教諭、教員の経験年数に応じた研修の全てにおいて、いじめや自殺予防に係る研修を系統的に行い、全ての教職員のいじめへの対応力向上を図る。
 - 自殺予防に関する研究開発事業の成果を学校に周知し、教職員向け研修会等の実施を支援する。
- イ 保護者、地域への啓発
- いじめの問題への対応の仕方や、自己肯定感、自己有用感を高めるための子どもへの関わり方などについて策定した啓発資料を、保護者等に配布する。
 - 上記啓発資料の内容をPTA集会や市内の中学校区青少年健全育成推進会⁸等で周知するよう市立学校に働きかけるなど、PTAや地域の関係団体等と連携しながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を図る。
 - 出前講座等の実施を通して、いじめの定義やいじめの防止に向けた学校の取組等について、保護者や地域住民に啓発し、いじめへの理解を深める。
 - コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入や地域学校協働活動の推進により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。

(4) 市立学校におけるいじめの防止等の取組の推進

ア 学校いじめ防止基本方針及び学校安全計画⁹の策定の支援

- 学校いじめ防止基本方針の策定・改訂を支援する。
- 学校安全計画に「いじめの防止」「命を大切にす指導」を位置付け、体系的・計画的な取組を進めるよう働きかける。

イ いじめの防止等の取組の推進

- いじめの実態及びいじめの防止の取組状況、学校いじめ防止基本方針の策定と取組状況について把握し、各学校の取組が実効的に機能するよう指導・助言する。
- 児童生徒が主体的にいじめの防止に向けた取組を進められるよう「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」を設定するなどして啓発する。

⁸ 中学校区青少年健全育成推進会：中学校区を単位として、地域と学校が連携して青少年の健全育成、非行防止のための取組を行う組織。

⁹ 学校安全計画：各学校において学校安全の取組を総合的に進めるため、学校保健安全法第27条に児童生徒の安全の確保を図るための計画を毎年度策定することが義務づけられている。

ウ 学校評価¹⁰におけるいじめの防止等の取組の確認

学校評価において、自校でいじめの防止等の取組を適切に評価できるよう、保護者や地域社会、関係機関等との連携協力の状況などの評価項目や評価指標等の設定について指導・助言する。

エ いじめの認知件数が0件の場合の対応

年間を通して、学校が認知したいじめの件数が0件の場合には、児童生徒の状況や、アンケート結果等をより丁寧に見取るなどにより、いじめの認知もれがないか、改めて確認する。

(5) 幼保小の連携

市内幼稚園・認定こども園・保育所と小学校との間で、子どもに関する情報の共有や互いの教育実践に関する研修などを行い、就学児が安心して小学校生活を送ることができるよう、幼保小連携・接続の充実を図る。

(6) 学校教育以外の場における取組の推進

ア 思いやりや命を大切にすることを育む取組

- 野外教育における自然体験や、地域行事における住民との多世代交流などを通じて児童生徒の思いやりの心を育む。
- 環境教育の拠点である円山動物園における動物との触れ合いなどを通じて児童生徒の命を大切にすることを育む。

イ 他者を理解し、助け合う心を育む取組

- 外国の人など自分と異なる文化をもつ人や障がいのある人、地域の高齢者や幼児などと触れ合う機会を通じて、他者を理解し、助け合う心を育む。

(7) 研究機関との連携

大学と連携して取り組んだ研究の成果である「子どもの心を理解するためのガイドブック」及び「自殺関連行動に係る具体的対応のためのガイドブック」を、教職員が子どもの心の危機に気付く力を高めるために活用するとともに、いじめの防止等の取組においても有効活用を図る。また、いじめの防止等に係る施策の改善充実等について、今後も研究機関との連携を図る。

2 いじめの早期発見・いじめへの対処に関すること

(1) 相談体制等の整備

ア 市立学校におけるスクールカウンセラー¹¹の活用

児童生徒、保護者、教職員等が心の専門家であるスクールカウンセラーにいつでも気軽に相談することができるよう、スクールカウンセラーを配置し、そ

¹⁰ 学校評価：学校教育法第42条において教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めることとなっている。

¹¹ スクールカウンセラー：児童生徒の不安や悩みの相談に当たるとともに、保護者・教員などに対し子どもとの関わりについて助言・支援を行うため、学校に配置される公認心理師や臨床心理士などの心の専門家。

の役割や活用方法について周知するなどして、各学校の相談体制が一層充実するよう努める。

また、配置時間の拡充とともに、子どもの声を聴きながら、相談しやすい環境整備を進める。

◆スクールカウンセラーの役割

- *教職員と協力し、心理的な側面から子ども理解を進め、担任教員等が児童生徒一人一人に適切な支援ができるよう専門的な助言をすること。
- *各学校におけるいじめの防止等のための組織に参加し、より実効的にいじめの問題を解決すること。
- *いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響等について、専門的な視点から児童生徒、教職員、保護者に伝え、いじめの防止等の重要性を啓発すること。

イ 市立学校におけるスクールソーシャルワーカー¹²の活用

児童生徒、保護者、教職員等が社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーにより相談しやすい体制づくりに努める。

また、スクールソーシャルワーカーの活用促進につなげるよう、その役割について周知する。

◆スクールソーシャルワーカーの役割

- *学校及び関係機関が開催するケース会議等に参加し、支援体制をつくること。
- *家庭、学校、関係機関へ働きかけ、いじめの背景となっている課題を改善すること。
- *教職員に対し、児童生徒の指導における福祉に関する情報提供を行うとともに、教職員の福祉的な働きかけに関する資質向上を図ること。

ウ 子どもアシストセンター¹³における子どもの権利の侵害からの救済

電話やメール・アプリケーションのほか、面談による相談を行い、必要に応じて職員が学校等の関係機関に出向いて話を聴き調整するなど、子どもの権利の侵害からの救済に向け、積極的かつきめ細かな対応を図る。

エ いじめに関する電話等相談窓口の周知

早期にいじめの通報・相談を受けるために、また、身近な人には相談しにくい児童生徒の相談先として、札幌市などが設置している電話やメール等の様々な相談窓口を広く周知する。

(2) 市立学校における「悩みやいじめに関するアンケート調査」の実施

- いじめの実態の把握といじめへの対処のために、全ての児童生徒を対象とした「悩みやいじめに関するアンケート調査」を毎年度実施し、調査結果の分析及び取組の検証を行い、その成果を周知する。

¹² スクールソーシャルワーカー：教育と福祉の両面に関わる専門的な知識や技術を活用し、学校、家庭、地域の関係機関をつなぎ、問題を抱えた子どもを取り巻く環境の改善に向けて支援する専門家。

¹³ 子どもアシストセンター：いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを迅速かつ適切に救済することを目的に、子どもの権利条例に基づいて設置された公的第三者機関。

- 1人1台端末を用いた健康観察やいじめに関するアンケートを実施し、児童生徒の不安や悩みを早期に把握し対応につなげる仕組みを導入する。
- アンケートについては、子どもの声が聴きやすい内容となるよう工夫する。
- 学校における調査の分析に当たっては、学校いじめ対策組織において、スクールカウンセラーを含めた複数の教職員の視点で検討し、その結果を共有することで、個々の児童生徒の心の状況を把握するよう助言する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対処

- ソーシャルメディア¹⁴等インターネットを通じて行われるいじめを早期に把握して対応するため、ネットパトロールを実施する。
- インターネットトラブルを未然に防ぐための効果的な指導等について、保護者や教職員向けに専門業者や警察による説明会・研修会を開催するとともに、市立学校の校内研修を支援する。
- 教職員がインターネット上の不適切な書き込み等を把握した場合の対処（削除の手続等）について周知するとともに、児童生徒に書き込みや動画の削除を緊急に求めることも想定し、どのように操作をしたら削除したことになるのか等、実践的な研修も行う。

(4) 市立学校への指導主事¹⁵等の派遣

- いじめの対処について学校に指導・助言するとともに、解決が困難な場合など必要に応じて指導主事やスクールソーシャルワーカーなどを派遣し、共に解決を図るなど、学校と速やかに連携し対応する。
- いじめられた児童生徒等が安全に、かつ、安心して教育を受けられるよう、必要に応じて学校と連携し、適切に対応する。
- 校内研修に指導主事などを講師として派遣する。

(5) 学校間の連携協力体制の整備

- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒の在籍校が異なる場合は、学校が適切に対応できるよう、学校間の連携を支援する。

※ 市立学校におけるいじめへの対処の確認を第4章に、重大事態への対処を第5章に記載する。

¹⁴ ソーシャルメディア：ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア。利用者同士のつながりを促進する様々なしながりが用意されており、互いの関係を視覚的に把握できるのが特徴。

¹⁵ 指導主事：教育委員会に置かれる職員で、学校の教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する仕事に従事する者。

3 いじめの防止等に関係する機関との連携

(1) 警察・法務局・児童相談所・医療機関等との連携

- 犯罪行為や深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめについては、必要に応じて警察や法務局等関係機関と連携して対処する。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校と警察が連携し、適切に対応できるよう支援する。
- いじめの背景にある児童生徒本人や家庭の状況等を把握し、適切な対処を行うため、必要に応じて、児童相談所や各区家庭児童相談室、医療機関等と連携する。

(2) いじめの防止等に関する学校以外の各施設関係者への啓発

子どもの権利条例で定める子どもが育ち学ぶ施設（学校を除く。）の関係者に対して、いじめの防止に努めるとともに、いじめを発見した場合に適切な対応や措置を行えるよう啓発及び働きかけをする。

子どもの権利条例

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

- 2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

【第16条の解説】

第1項関係：いじめは子どもたちの心身に大きな影響を及ぼすことから、育ち学ぶ施設に勤務するすべての職員に対して、その防止に努めることを規定。

第2項関係：施設関係者が、いじめた者といじめを受けた者双方の最善の利益を考慮し、問題の解決に当たる必要があることを規定。

※ 学校以外の育ち学ぶ施設：児童養護施設¹⁶、児童会館、民間のフリースクール¹⁷など。

(3) 学校以外の子どもが育ち学ぶ施設との連携

いじめを早期に発見し、深刻化を防止する観点から、子どもが育ち学ぶ施設間での情報共有や連携した対応に努める。

(4) 関係機関及び団体との連携を図るための協議会等の設置

ア 札幌市いじめ対策連絡協議会

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、法務局、警察、人権擁護委員連合会、青少年育成委員会連絡協議会、PTA協議会、校長会等と、情報交換や意見交流等を行うことにより、いじめの未然防止や対応の改善につなげる。

イ 札幌市子どもの命を守る連携協力会議

子どもの自殺予防に向けた取組の推進や、自殺未遂や自殺のほのめかし等の自殺関連行動が発生した際の支援体制の構築について、学識経験者、児童精神科医、

¹⁶ 児童養護施設：児童福祉法に定められた児童福祉施設の1つ。保護者がいない、虐待されているなど、家庭における養育が困難で保護を必要としている子どもを入所させて養育する。

¹⁷ フリースクール：不登校の児童生徒の学習支援や体験活動などを行うため、個人やNPOなどが運営する学校以外の安心できる学びの場、居場所の総称。

校長会等との連携を深めるとともに、専門的な知見から助言を得て、子どもの自殺予防対策に役立てる。

- 上記の協議会等に参加する関係機関や団体が、同じ視点をもって重層的・包括的に子どもを見守ることができるよう、子どものサインを早期に発見するためのチェックシートを共有し、いじめを見逃さない体制を整える。

(5) 専門家との連携強化

心理や法律等の専門家監修の下、いじめの加害者・傍観者の心理を踏まえた未然防止教育や、加害者の深い反省を促し、再発防止につなげる指導プログラムを作成する。

4 いじめの防止対策を徹底するための教育委員会と学校の連携

(1) いじめの認知件数等の確認

- いじめの認知、解消の状況、対応の状況の件数について、文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」のいじめに関する調査項目に沿って、定期的に学校から報告を受ける。
- 教育委員会は、各学校が認知したいじめについて、適切に対応できるよう支援・助言する。

(2) いじめの防止等のために学校が実施する取組の確認

- 学校いじめ対策組織の開催予定日、いじめに係るアンケート調査（学校独自アンケートも含む）・教育相談・学校評価・校内研修等の実施時期、未然防止教育の取組について、学校から報告を受ける。
- 教育委員会は、学校のいじめ対策の年間計画に基づく取組について、報告やヒアリング等により状況を確認し、継続的に指導・助言を行う。

(3) 緊急時の対応

- 教育委員会は、学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー¹⁸、スクールセーフティアドバイザー¹⁹などの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

(4) ICTの活用

- 学校、教育委員会のデータの一元化を進め、関係機関と連携して困りを抱えた子どもに対応できるよう、情報の共有方法の検討を進める。

¹⁸ スクールロイヤー：学校が抱える対応が困難な諸課題の解決に向け、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育委員会や学校に対して、法的側面からの助言等を行う弁護士。いじめをはじめとする生徒指導上の諸課題に関する対応や教員の資質向上に向けた研修の講師を担うなど、教育委員会や学校が実施する取組を支援する。

¹⁹ スクールセーフティアドバイザー：警察との連携をより円滑に行うことを主な目的とした、警察官の勤務経験を有した人材。警察との連絡・連携に係る調整、いじめへの対処、学校安全に係る環境整備などについて、学校・教育委員会への支援・助言を行う。

5 再発防止策の検証

市立学校及び教育委員会の取組状況を札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会²⁰に定期的に報告し、再発防止の取組について検証し、必要な改善を図る。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する取組

学校は、いじめの防止等について、迅速かつ組織的な取組を実施する責任がある。

いじめの防止等に向けた取組に当たっては、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」ことを踏まえ、いじめを生まない対人関係づくりに向けた教育活動を推進していくことが必要である。

また、「いじめる子ども」「いじめられる子ども」「はやし立てる子ども」「知らぬふりをして見ている子ども」など、すべての立場の児童生徒を対象とした指導が重要である。

そのため、学校では、チーム学校²¹による組織的な対応の徹底のために、以下の取組を実施する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 実効性のある方針の策定

- 学校規模や転勤等による転出入が多いなどの自校の実情、地域の特性について考慮する。
- 自校の児童生徒に起こったいじめの事例を検証して、いじめの早期発見や事実確認の仕方、組織的な対応などの課題を洗い出し、その改善に向けた具体的な手立てを方針に盛り込む。
- 児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながるよう、いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示す。
- 方針の見直しと改定に際しては、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得たり、自治的な活動として児童生徒の意見を取り入れたりするなど、いじめ防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が可能となるよう、「さっぽろっ子自治的な活動」に係る取組との関連を図るようになる。

(2) 方針に盛り込む重点的な取組

- 現在、各学校において実施している様々な教育活動をいじめ対応の視点から見直し、自校として重点的な取組や対応策を方針に盛り込む。

²⁰ 札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会：市立学校の児童生徒がいじめにより重大事態があった場合に調査及び審議し、いじめの防止対策を協議する教育委員会が設置する附属機関で、学識経験者、弁護士、医師、心理及び福祉の専門家等で構成する。

²¹ チーム学校：中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（平成27年12月）において、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」と定義された。

- 年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、その具体的な指導内容を計画する。（「学校安全計画」への位置付け等）。
- いじめの早期発見・対処のマニュアルを策定し、学校としての対処手順を明確にする。
- 加害児童生徒に対しては、成長支援という視点に立って、いじめる児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを教職員が理解し受け止めた上で指導・援助に当たることを対応方針に盛り込む。
- 生徒指導提要²²における生徒指導の4層の支援構造である、発達支持的生徒指導、課題未然防止教育、課題早期発見対応、困難課題対応的生徒指導を考慮する。

【重点的な取組の例】

項目	重点的な取組	取組内容
いじめの防止	話し合いを重視した授業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少人数グループや学級全体での話し合いを適宜取り入れる。 ・ 授業規律（他の発言の聴き方、発表の仕方など）を育む。
	いじめに向かわない態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童会・生徒会活動において、いじめ防止の標語を募集するなど、いじめを許さない環境づくりに向けた取組を行う。 ・ 特別の教科道德の授業を要として、いじめの防止に向けた指導内容をプログラム化する。
いじめの早期発見	校内のパソコンネットワークの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各教職員が得た情報（気になる行為、噂等）を記入し指導担当者に提出する。担当者が毎朝、教職員専用パソコンの掲示板に掲載する。
	学校独自アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校独自にいじめのアンケートを無記名で実施し、校内のいじめの実態を把握する。
いじめへの対処	迅速かつ組織的な対処の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ からかいなどがあれば、その場で必ず指導する。 ・ ささいなことでも過小評価せず、最低3名の教職員に相談する。 ・ 担任などが抱え込むことなく、組織でいじめの疑いのある情報や指導方針等を共有して対応する。

²² 生徒指導提要：文部科学省が、生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ作成した生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書。令和4年12月に改訂。

(3) P D C Aサイクル²³の確立

- 学校いじめ防止基本方針は、P D C Aサイクルに基づいて定期的に評価し、見直しを図る。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目に、いじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を必ず位置付ける。
- 学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。

(4) 児童生徒及び保護者、地域等への説明

- 入学時及び各年度の開始時に児童生徒の発達段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- 同様に保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対するの共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- 方針を各学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の設置と構成

- 組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。
- 学校がいじめの問題に実効的に対応するために、常設の学校いじめ対策組織を設置する。
- 構成員については、管理職²⁴、主幹教諭²⁵、生徒指導担当教諭²⁶、学年主任²⁷、養護教諭²⁸、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員を必須とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者が参加するなど、組織的対応の中核として機能するような体制を自校の実情に応じて組織する。個々のいじめの対処等に当たっては、関係の深い教職員を加えるなど、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な運営をする。
- いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会

²³ P D C Aサイクル：事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

²⁴ 管理職：学校長、副校長、教頭

²⁵ 主幹教諭：児童生徒の教育のほか、管理職の補佐も行う教諭。平成19年学校教育法の改正により新設。

²⁶ 生徒指導担当教諭：生徒指導について連絡調整及び指導、助言に当たる教諭。

²⁷ 学年主任：当該学年の教育活動について連絡調整及び指導、助言に当たる教諭。

²⁸ 養護教諭：学校で、児童・生徒の保健管理と指導を担当する専任の教諭。